

「バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」
検討タスクフォース（検討TF）の設置について

令和4年6月20日

1 趣旨

令和5年度から実施予定の次期の戦略的イノベーション創造プログラム（次期SIP）に向けて、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、我が国が目指す社会像（Society 5.0）からバックキャストによる検討を行い、昨年12月末にガバニングボードで15の課題候補を選定した。

本年1月～2月には、次期SIPの各課題候補について取り組むべき研究開発テーマの情報提供依頼（RFI）を実施したところ、産学官の幅広い関係者から、1,000件近い応募があった。

本年4月には、RFIで情報提供いただいた内容を踏まえ、各課題候補のフュージビリティスタディでの検討をリードするプログラムディレクター（PD）候補の公募を行い、今般、ガバニングボードで選定した。

今後、各課題候補について、PD候補を座長として、関係するサブPD候補、有識者、関係府省庁、研究推進法人等で構成される検討タスクフォースを設置し、RFIの結果を参考として、次期SIPで取り上げるべき研究テーマについて技術面・事業面からのインパクトや実現性等を踏まえた検討を行い、研究開発計画の案を作成する予定である。

このため、ガバニングボードの下に、「バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」検討タスクフォース（検討TF）を設置することとする。

2 検討事項

「バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」検討TFは、次に掲げる事項について、調整・検討を行う。

- (1) FSの実施方針の作成
- (2) 課題候補全体の基礎的調査の検討・実施
- (3) FSの対象とする個別テーマ及びその調査方法の検討、個別テーマの技術実現性・事業性・社会受容性調査の実施
- (4) 課題候補に係る社会実装戦略の検討
- (5) 課題候補に係るプロジェクト実施体制の検討
- (6) 課題候補に係る研究開発計画案の作成
- (7) 課題候補のコンセプトを示すイメージ図の作成

3 構成及び運営

- (1) 検討TFの座長は、PD候補が務める。
- (2) 座長が検討TFに出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員（座長代理）がその職務を代理する。
- (3) 検討TFは、座長が召集する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、検討TFの構成員の参加対象を限定し、また、構成員以外の者を検討TFに出席させることができる。
- (5) 検討TFにおける調整が不調の場合、最終的な判断は座長が事務局と相談の上、行う。
- (6) 検討TFは原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であると判断したときは、この限りではない。
- (7) 座長は、検討TFにおける審議の内容等を議事録その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、検討TFの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。
- (8) 検討TFの運営は研究推進法人から調査分析機関等に対し業務支援を含め委託等をできることとする。
- (9) 上記のほか、検討TFの運営に必要な事項は、座長が内閣府と相談の上、定める。

4 設置期間

令和4年6月20日～令和5年3月31日まで。

5 事務局

検討TFの事務局は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局SIP総括担当が務める。